

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋二・三・四丁目地区における面整備計画検討及び事業推進支援等業務委託	5200285
工（納）期	令和 5年 3月 31日	
契約締結日	令和 4年 4月 1日	
契約金額	29,315,000円（消費税込み）	

契約相手方	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 (法人番号：1020005005090)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>町屋二・三・四丁目地区における面整備計画検討及び事業推進支援等業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 代表者 本部長 村上 卓也</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、防災性の向上と住環境の改善を図るため、荒川・南千住地区のまちづくり活動推進業務、建替え・老朽除却推進支援、主要生活道路用地取得推進支援等、及び、町屋二・三・四丁目地区において、面整備計画検討業務、建替え等相談対応業務、合意形成業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、区とまちづくりに関する協定を締結しており、同地区における区との協力体制を構築している。 地権者の財産等に関わる業務であり、円滑な交渉に当たっては継続的な対応が必要不可欠である。上記業者は、本件業務を平成25年度から継続して受託しており、多くの沿道権利者と信頼関係を築いているため、円滑な事業推進が期待できる。 令和3年度の履行状況は優良であることから、確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>